

第四十二号の二十三の四様式（第八条の二の二関係）（A 4）

建築基準法第18条第40項の規定による

適合しないと認める旨の通知書

第 号
年 月 日

国の機関の長等 様

特定行政庁

下記による仮使用認定通知書に記載の建築物は、建築基準法第18条第38項第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1. 仮使用認定通知書番号 第 号
2. 仮使用認定通知書交付年月日 年 月 日
3. 仮使用認定通知書交付者
4. 敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
5. 仮使用し、又は使用させることができることとした建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（理由）